

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）及び国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号。以下「設置法」という。）第12条の規定を実施するため、国家安全保障会議特定秘密保護規則を次のように定める。

平成26年12月1日
国家安全保障会議決定
令和元年12月10日
一部改正

国家安全保障会議特定秘密保護規則

（趣旨）

第1条 この規則は、国家安全保障会議（以下「会議」という。）において特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密（以下単に「特定秘密」という。）を適切に保護するために必要な措置を定めるものとする。

（特定秘密管理者）

第2条 特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、内閣官房国家安全保障局長とする。

（保全教育）

第3条 議長及び議員（設置法第5条第4項の規定により議員の職務を代行する副大臣（内閣官房副長官を含む。以下同じ。）を含む。）に対する保全教育は、内閣官房又は当該議員である国務大臣（同項の規定により副大臣が議員の職務を代行する場合にあっては当該副大臣）の所属する行政機関において行うものとする。

2 特定秘密管理者は、議長及び議員の保全教育の受講の状況を確認するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定秘密の保護のため必要があると認められたときは、特定秘密管理者は、議長及び議員に対し同項の保全教育を行うものとする。

（特定秘密の指定）

第4条 特定秘密の指定は、会議の議を経て行う。

2 会議が指定した特定秘密は、特定秘密指定管理簿（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第3条に規定する特定秘密指定管理簿をいう。）に記載し、又は記録するものとし、特定秘密管理者がこれを管理する。

3 特定秘密保護法第3条第2項第2号に規定する通知（特定秘密の保護に関する

法律施行令第16条第1号に掲げる措置を含む。)は、特定秘密である情報について、指定の有効期間が満了する年月日、指定に係る特定秘密の概要等を記載した書面により行うものとする。

4 前3項に規定するもののほか、特定秘密の指定に関し必要な事務は、特定秘密管理者が行う。

(特定秘密の指定の有効期間の満了時の措置)

第5条 会議が指定した特定秘密の指定の有効期間の満了に際しては、その有効期間の延長の是非について、会議の議を経るものとする。

2 特定秘密の指定の有効期間の延長の通知は、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日等が記載された書面により行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、会議又は他の行政機関の長が指定した特定秘密の指定の有効期間の満了時の措置に関して必要な事務は、特定秘密管理者が行う。

(指定の理由の点検)

第6条 特定秘密管理者は、会議が指定した特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上行うものとし、当該点検の結果を記録するものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の点検の結果、特定秘密として指定された情報が特定秘密保護法第3条第1項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、議長に報告するものとする。

3 前項の報告があったときは、特定秘密として指定された情報の指定の是非について、会議の議を経るものとする。

(指定の有効期間の満了・指定の解除に伴う措置)

第7条 会議が指定した特定秘密の指定の有効期間の満了の通知は、当該指定の有効期間が満了した旨等を記載した書面により行うものとする。

2 会議が指定した特定秘密の指定の解除の通知は、当該指定が解除された旨、その年月日等を記載した書面により行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、会議又は他の行政機関の長が指定した特定秘密の指定の有効期間の満了及び指定の解除に伴い必要な事務は、特定秘密管理者が行う。

(参加者の確認)

第8条 会議の審議に際して特定秘密に該当する情報を取り扱うときは、特定秘密管理者は、審議に参加する全ての者が当該特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものであることを確認するものとする。

(立入禁止・機器持ち込み制限)

第9条 会議の審議に際して特定秘密に該当する情報を取り扱うときは、当該特定

秘密の取扱いの業務を行うことができる者以外のものが当該審議を行う会議室に立ち入り、又は当該会議室に携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、映像の記録等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）が持ち込まれることのないよう内閣官房国家安全保障局の職員の配置その他の必要な措置をとるものとする。ただし、会議の審議を進める上で必要となる携帯型情報通信・記録機器であって、特定秘密管理者が特定秘密を保護する上で支障がないと認めたものを除く。

（提供に係る協議）

第10条 特定秘密保護法第6条第1項の規定により他の行政機関に特定秘密の提供を行う場合には、会議の議を経るものとする。

2 特定秘密保護法第6条第1項の規定により会議が特定秘密を提供する場合及び同項の規定により会議が特定秘密の提供を受ける場合の協議は、議長が処理するものとする。

（提供）

第11条 会議が他の行政機関に提供する必要のある特定秘密に該当する情報については、会議の審議に際して伝達されるものを除き、内閣官房国家安全保障局が当該他の行政機関に伝達し、又は交付するものとする。

（受領）

第12条 他の行政機関から会議に提供される特定秘密に該当する情報については、会議の審議に際して伝達されるものを除き、内閣官房国家安全保障局が伝達又は交付を受けるものとする。

（作成等の事務）

第13条 前2条に定めのあるもののほか、特定秘密に該当する情報を記録する文書又は図画の作成その他の会議における特定秘密に該当する情報の取扱いに関し必要な事務は、内閣官房国家安全保障局が行うものとする。

（通報窓口）

第14条 特定秘密の指定及びその解除が特定秘密保護法等に従って行われていないと認められる場合に行う通報を受け付け、処理する窓口は、内閣官房国家安全保障局とする。

（事務の処理）

第15条 この規則に定めのあるもののほか、特定秘密指定管理簿の様式その他の会議における特定秘密の保護に関し必要な事項は、内閣官房における特定秘密の保護に関する規則の例によるものとし、会議における特定秘密の保護に関する事務は、内閣官房国家安全保障局が行うものとする。

2 第4条第3項、第5条第2項、第7条第1項及び第2項並びに第10条第2項

に規定する通知又は協議その他の文書の処理については、極めて重要なものを除き、特定秘密管理者が専決処理することができる。

(補則)

第16条 この規則の実施に際し必要な細部の事項は、特定秘密管理者が定めるものとする。

2 この規則の定めにより難い特別の事情があるときは、議長は、会議の議を経て、特別の措置を講じることができる。

附 則

この規則は、平成26年12月10日から実施する。

附 則 (令和元年12月10日国家安全保障会議決定)

この決定は、特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第177号)の施行の日(令和元年12月11日)から実施する。